

京都市告示第 271 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更したので，法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平 17 年 7 月 14 日

京都市長 榎本頼兼

1 都市計画を変更した土地の区域

京都市西京区榎原盆山，榎原鳴谷，御陵鳴谷，御陵池ノ谷及び御陵大原の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）